慶應義塾體育會柔道部旗運用規程

制定　平成２９年９月１２日

第１条（定義）

平成１４年４月１３日、慶應義塾大学三田キャンパス西校舎ホールで開催された「慶應義塾體育會柔道部創立１２５周年記念式典」の際に慶應義塾體育會柔道部旗（以下、「部旗」と表記）として制定された。昭和３５年卒、故堀内義太郎先輩が慶應義塾體育會柔道部（以下、「柔道部」と表記）のために遺された「堀内義太郎基金」を原資として作成した。柔道部と柔道部員の統合の象徴として運用する。この規程は部旗がその精神と目的に則り正しく運用され、本体・備品等が散逸しないことを目指して、柔道部と三田柔友会（以下、「柔友会」と表記）の名において制定する。

第２条（定位置）

部旗は慶應義塾大学日吉体育館（神奈川県横浜市港北区日吉４－１－１）２階柔道場(以下、「日吉道場」と表記)師範室内の定められた位置に、定められた容器に入れて常時保管する。

第３条（使用目的）

以下の試合、催事等の際に様式に従って掲出する。柔友会の行事、慶弔には別途定める「三田柔友会旗」を使用し、部旗は使用しない。

〔部旗を使用する行事〕

1. 早慶対抗柔道戦
2. 慶應・甲南柔道対抗戦
3. 慶應杯柔道大会
4. 綱町柔道祭
5. 柔道部長・監督・現役部員に対する慶弔行事で、対象者を除く部長・監督及び柔友会理事会が認めた場合
6. 慶應義塾体育会又は東京都学生柔道連盟、或いは両団体の上部団体から掲出要請があった場合
7. その他、部長・監督及び柔友会理事会が認めた場合
8. 上記①～④で掲出しない場合は、事前に部長・監督及び柔友会理事会の許可を得る

第４条（管理）

柔道部員の中で毎年、担当責任者を定め、別途定める部旗運用台帳により、常に部旗の所在地、移動日時、使用目的、返還日時などを把握、記録する。台帳は５年間以上保管する。

第５条（保管）

定められた容器の中に、下記備品をすべて一括して保管する。但し、弔事で喪章が必要な場合は、三田柔友会旗用喪章を流用するか、別途調達する。

1. 部旗本体
2. 剣先（ねじ込み式）
3. ポール（組み立て式）
4. スタンド（折り畳み式）
5. その他備品一式

第６条（移動）

日吉道場以外の場所で部旗を使用する際は、必ず使用場所まで定められた容器に納めたまま部員が持参する。持参が難しい場合は、下記の手続きを踏み、事前に送付する。

1. 必ず定められた容器に部旗等を納めたまま宅配便で送付する
2. 宅配便の宛名は発送前に受け取りを承諾した責任ある個人名とし、宅配便が宛先に到着したかどうか、担当責任者が電話などで受取人に必ず確認し、部旗運用台帳に受取人連絡先と共に記入する。
3. 使用後は定められた容器に収納し、備品がすべてそろっていることを確認し、時間指定の宅配便で日吉道場師範室に送り、到着時間に担当責任者（または代理の部員）が直接受け取る。受取った部員は第５条が定める備品がそろっていることを確認し、運用台帳にその旨記入するとともに、第２条に定められた位置に容器ごと納める。

第７条（報告）

万一、部旗又は関連備品に不備・破損・汚損や不足が生じた場合は、担当責任者が直ちに監督及び柔友会事務局長に報告し、対応について指示を仰ぐ。

（付則）

1. この規程を改正する場合は、学生幹部が柔友会理事会に出席し、両者合意を以って改正する。改正内容については、事前に部長・監督の承認を得る。改正された場合は表題下の「制定年月日」の後に改正年月日（履歴）を記載する
2. 慶應義塾體育會柔道部部則（仮称）やそれに準ずる規程が制定された場合、部旗運用規程は、部則又は新規定の一部乃至関連規程とする。それまでは、柔友会規約及び柔友会旗運用規程と共に管理する